（健Ⅱ159）（地300）
令和元年１１月１３日

都道府県医師会担当理事　殿

日本医師会常任理事
羽　鳥　　裕

電子たばこの注意喚起について（周知依頼）

現在、米国では電子たばことの関連が否定できない呼吸器関連の健康被害が報告されており、全ての電子たばこの使用を控えることを推奨していることから、今般、厚生労働省より本会に対して、電子たばこの注意喚起について周知方依頼がありました。

現時点では、国内での健康被害は確認されておりませんが、海外の状況を踏まえると健康被害を起こす恐れがあることから、本件は、国民向けに海外の状況や電子たばこの健康影響について注意喚起するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会ならびに会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、電子たばこの注意喚起につきましては、厚生労働省ホームページにおいて公表されておりますことを申し添えます。

厚生労働省ホームページ：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/tobacco/index_1.html

事　務　連　絡
令和元年 11 月 12 日

公益社団法人 日本医師会　御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

電子たばこの注意喚起について（周知依頼）

日頃より厚生労働行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

現在、米国では、電子たばことの関連が否定できない呼吸器関連の健康被害が報告されていることから、全ての電子たばこの使用を控えることを推奨しています。

現時点では、電子たばこの使用と健康被害との関連、健康被害を引き起こす製品の種類や原因物質は明らかではなく、国内では、類似の健康被害報告は確認されていませんが、今般、別添のとおり、厚生労働省ホームページにおいて、国民向けに海外の状況、電子たばこ使用時に体調不良を覚えた場合の対応等について注意喚起を行ったところです。（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/tobacco/index_1.html）

ついては、本件について貴会会員に対し広く周知いただくようよろしくお願いいたします。

（参考：国内における電子たばこの販売状況）

	電子たばこ		
	ニコチンを含有するもの	香料等のみを含有するもの	大麻や麻薬を含有するもの
販売状況	国内では販売していない。（自己使用目的の海外製品の持ち込み可能）	一般的に販売されている	禁止（海外製品の持ち込みも禁止）

電子たばこの注意喚起について

１．電子たばこについて

電子たばことは、専用カートリッジ内の液体を加熱して煙霧を発生させ、それを使用者が吸入するために使われる製品です（※１）。

※１　加熱式たばこと混同されることが多い製品ですが、加熱式たばこは、「たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を、燃焼させず、専用機器を用いて電気で加熱することで煙を発生させるもの」であり、電子たばことは異なります。

２．電子たばこの健康影響と使用上の注意

現在、米国において、電子たばこによるものと疑われる肺疾患等の健康被害症例（※２）が報告されております。米国では、今般の健康被害症例の原因が分かっていないため、全ての電子たばこの使用を控えることを推奨しています。

https://www.cdc.gov/tobacco/basic_information/e-cigarettes/severe-lung-disease.html

※２　呼吸困難、息切れ、胸痛といった呼吸器症状が見られ、また、嘔吐や下痢などの消化器症状、発熱や疲労などの症状がある場合も報告されています。

電子たばこの使用と疾病及び死亡リスクとの関連について現時点では明らかではありませんが、上記のような海外の状況を踏まえると、健康被害を起こすおそれが否定できません。電子たばこを使用して、呼吸困難、息切れ、胸痛といった呼吸器症状が見られるなど、具合が悪くなった場合には、その製品の使用を直ちに中止し、医療機関を受診してください。

３．現在までに収集している情報

１）米国の状況

・電子たばこによるものと思われる健康被害症例のうち、多くの症例では、大麻関連成分であるテトラヒドロカンナビノール（THC）を含有する電子たばこを使用していたことが公表されています。

・現時点では、健康被害を引き起こす製品の種類や原因物質は特定されていません。

２）日本の状況

・日本では、大麻関連成分であるテトラヒドロカンナビノール（THC）を含有する製品は、大麻取締法又は麻薬及び向精神薬取締法に抵触するため、国内への輸入、国内での製造・販売又は所持することは禁止されています。

厚生労働省では、引き続き、電子たばこ使用に関する健康影響について情報収集を行っています。